

徳島県告示第三十一号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）第十四条第二項の規定に基づき利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例別表に掲げる施設の利用料金の額  
その一

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
体育室	午前	二、六五円	五、三円
	午後	三、三円	六、六円
	夜間	三、二円	六、四円
インドア運動場	午前	三、七五円	七、五円
	午後	五、円	一、円
	夜間	四、五円	九、円
大会議室	午前	三、九五円	七、九円
	午後	五、二五円	一、五円
	夜間	四、七円	九、四円
中会議室	午前	一、六五円	三、三円
	午後	二、二円	四、四円
	夜間	一、九五円	三、九円
第一小会議室及び第二小会議室（一室につき）	午前	一、四円	二、八円
	午後	一、九円	三、八円
	夜間	一、七円	三、四円
第三小会議室及び第四小会議室（一室につき）	午前	七円	一、四円
	午後	九五円	一、九円
	夜間	八五円	一、七円
音楽室	午前	一、三円	二、六円
	午後	一、七五円	三、五円
	夜間	一、五五円	三、一円
第一和室	午前	一、七円	三、四円
	午後	二、二五円	四、五円
	夜間	二、円	四、円
レクリエーションホール	午前	二、五円	四、一円
	午後	二、七円	五、四円
	夜間	二、四五円	四、九円
IT学習室	午前	五円	一、円
	午後	七円	一、四円
	夜間	六円	一、二円

小体育室		第二和室及び第三和室（一室につき）	
	午前	午後	夜間
午前	一、六 円		
午後	二、一五 円		
夜間		一、九五 円	
午前		九 円	
午後		一、八 円	
夜間			二、二 円
		一、一 円	
			二、二 円

備考

- 1 この表、第三項及び第四項において、「午前」とは午前九時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後一時から午後五時までの時間をいい、「夜間」とは午後六時から午後九時までの時間をいう。
- 2 午後九時から午後十一時までの時間にインドア運動場を利用する場合の利用料金の額は、当該時間につき一万円とする。
- 3 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。
- 4 インドア運動場を午前、午後又は夜間から第二項に定める時間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額及び同項の規定による利用料金の額を加えて得た額とする。
- 5 次の各号に掲げる場合における利用料金の額は、この表及び前三項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表の区分に応じた利用料金の額又は前三項の規定により算出した利用料金の額に乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
  - 一 体育室又はインドア運動場の床面積の二分の一を利用する場合 百分の五十二
  - 二 体育室又はインドア運動場の床面積の四分の一を利用する場合 百分の二十五
  - 三 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合 百分の二百五十
- 6 午前九時から午後九時までの間において、利用の許可に係る利用時間を超えて利用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、当該利用時間に係る利用料金の一時間当たりの額に十分の十二を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）にその超える時間数を乗じて得た額とする。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。
- 7 午後九時から午後十一時までの間において、利用の許可に係る利用時間を超えてインドア運動場を利用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、一万円とする。ただし、第五項各号に掲げる場合は、一万円に、それぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 8 午前九時から午後九時（インドア運動場にあつては、午後十一時）までの時間以外の時間に利用する場合における利用料金の額は、指定管理者が別に定める。

その二

区分	単位	青少年	青少年以外の者
個室音楽室	一室一人一時間につき	一五円	三円

その三

区分	単位	利用料金の額	
健康トレーニング室	一人一回につき	青少年 二円	青少年以外の者 四円

二 徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）別表第一に掲

げる設備及び用具の利用料金の額

その一 設備

区分	単位	利用料金の額	
調理台	一台一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき	二円	四円
卓球台 A	一台一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき	一円	二円
卓球台 B	一台一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき	五円	一円
ロッカー	一個一回につき		三円

その二 用具

区分	単位	利用料金の額	
ピアノ	一台（一回につき）	青少年 八円	青少年以外の者 一、六円
電子オルガン	一台	八円	一、六円
映写機（十六ミリ）	一台	二、二五円	四、五円
映写機（八ミリ）	一台	四五円	九円
スライド映写機	一台	四五円	九円
オーバーヘッドプロジェクター	一台	四五円	九円
スクリーン	一式	四五円	九円
ストリップライト	一式	四五円	九円
ポーターライト	一列	四五円	九円
スポットライト（・五キロワット）	一台	二五円	五円
スポットライト（一キロワット）	一台	四五円	九円
ステージスポット	一列	四五円	九円
テープレコーダー	一台	四五円	九円
ワイヤレスマイク	一式	八円	一、六円
コンパクトディスクプレイヤー	一台	四五円	九円
プロジェクトディスプレイ	一台	八円	一、六円
ビデオ再生装置	一式	四五円	九円
カラオケ装置	一式	八円	一、六円

パーソナルコンピュータ	一台	三 円	六 円
簡易ステージ	一台	一五 円	五 円
その他知事が別に定める用具	一式等	指定管理者が別に定める額	

備考

1 その二の表において、「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時まで（インドア運動場での利用にあつては、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで、午後六時から午後九時まで又は午後九時から午後十一時まで）の間のそれぞれの利用をいう。

2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、その一の表及びその二の表の規定にかかわらず、これらの表の区分に応じた利用料金の額に百分の二百五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

三

徳島県青少年センター管理規則別表第二に掲げる駐車場の利用料金の額

普通自動車	二 円	一 円
自動車の種類	駐車場に自動車を駐車させた時から一時間までの駐車についての利用料金の額	一時間を超える時間に係る駐車についての三十分ごとの利用料金の額

備考

1 この表において、「普通自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第三条に規定する普通自動車（積載物を含めて、長さ六メートル以下であり、かつ、高さ二メートル以下であるものに限る。）をいう。

2 駐車時間が一時間を超えた場合におけるその超える部分の計算については、三十分を単位として行うものとし、三十分未満の端数を生じたときは、三十分とする。